

## 千葉県立保健医療大学入学料減免審査基準

千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第3条（2）により申請した者に対する第7条第1項による入学料の減額及び免除（以下「減免」という。）の決定を行うために必要な審査基準を定める。

### 1 学業成績の基準

入学料の減免に係る学業成績の基準は、次のとおりである。

高等学校の学業成績の評定（5段階法による。）の合計値を全履修科目数で除した平均値（小数点以下第2位で四捨五入。）が3.5以上である者（当該証明ができない者は、入学試験の成績が選抜区分及び学科・専攻別の合格者のうち上位3分の1以内の者。ただし、その合格者が2人以下の場合は第1位の者とする。）又は国の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者であること。

### 2 経済的理由の基準及び減免額

申請理由が災害による場合は、別表「災害減免基準」による。

### 3 減免の決定

減免者の決定については、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表「災害減免基準」

区分	状況	調整	減免額	期間
建物 （住家・店舗等生活の本拠に限る）・家財	火災・風水害等により建物等の大部分が滅失した場合 （全焼・全壊・流失）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するのに要する経費の2分の1以下の場合	全額	12月以内
		上記以外の場合	半額	6月以内
	火災・風水害等により建物等に被害を受け、全焼・全壊に至らないが、復旧に相当高度な補修（補強）を必要とする場合 （半焼・半壊）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するに要する経費の2分の1以下の場合	半額	6月以内
土地・工作物・設備等	風水害等により土地建物以外の工作物・農作物その他生産手段の物件に被害を受けた場合	年間収入額に対して減収となる額（保険金等の補償額を控除したもの）の割合が70%以上の場合	全額	12月以内
		上記の割合が50%以上70%未満の場合	半額	6月以内